

○ 太田市外三町広域清掃組合議会の
議員その他非常勤の職員の公務災
害補償等に関する条例

平成 1 1 年 6 月 1 日

条 例 第 1 4 号

改正 平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号

改正 平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 6 9 条及び第 7 0 条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償に関する制度を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 前条の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等に関しては、太田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 1 7 年太田市条例第 5 6 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 1 1 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 9 月 1 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 7 年 3 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、平成 1 7 年 3 月 2 8 日から施行する。